

自己証明製造者承認申請のための手引き

本手引きでは、自己証明製造者承認申請を希望する方を対象に、申請を行うに当たって必要な準備や書類の作成要領について記載しています。申請に当たっては、本手引きの掲載内容をよく御確認の上、準備を進めてください。

1 自己証明製造者としての責務

自己証明製造者は、自らワインの醸造に関する事実を証明する必要があるほか、ワインの分析についても手順に従い精確な分析が行えるよう努めなければなりません。

これは、日EU経済連携協定（日英包括的経済連携協定）において、「日本ワイン輸出自己証明書」（以下「証明書」といいます。）が、酒類総合研究所（以下「研究所」といいます。）の発行する日本ワイン輸出証明書と同等であることを求められているためです。また、自己証明製造者が事実と異なる証明書を発行した場合は、自らの信用が傷つくだけでなく、日本ワイン全体の信頼が損なわれる可能性があります。

2 証明の概要

日本ワインの自己証明による輸出において、EU及び北アイルランドに対しては、日EU経済連携協定で規定された証明書様式により、①日本ワインであること、②日EU経済連携協定（日英包括的経済連携協定）により認められた醸造法に従っていることを証明し、③実アルコール分、総酸、総亜硫酸の3項目の分析値の報告が必要になります。

このほか、添加物によっては上限が設けられているものもあります。

3 自己証明製造者の承認申請に必要な要件

申請を行うには、(1)から(3)に取り組む必要があります。(1)から(3)の全ての手続完了後、申請を行うことができます。

(1) 書類作成

自己証明製造者としての承認を受けるためには、証明書作成の手順及び関係書類の保存等の方法を定めた「文書管理規程」、日本ワインの分析を行うための「分析標準作業書」が必要です。

これらの書類の作成に当たっては、いずれも所轄の国税局鑑定官室に相談し、助言を受けることができます。

(2) 室内の分析精度の確認

分析標準作業書に従い、「併行精度」、「室内再現精度」等を求め、定めた基準に適合しているか確認します。精度確認支援ツールを用意しています。必要な方は「5 問合せ先」まで御連絡ください。

(3) 外部技能試験の受験

①3年に1度実施する研究所主催の技能試験、②適宜の時期に実施する研究所主催の比較試験、③研究所が認めた他の機関が行う技能試験のいずれかを受験し、自社の分析値の正確さを確認します。

4 書類作成要領

一部書類についてはひな形を用意しています。必要な方は「5 問合せ先」まで御連絡ください。

(1) 文書管理規程

文書管理規程は、証明書の作成に係る書類及び資料について、以下に掲げる内容が記載されていることが必要です。

その内容は製造者によって異なるため、製造者ごとに定める必要があります。

- ・ 文書の作成方法、意思決定手順
- ・ 文書の保存方法
- ・ 保存期間
- ・ 保存場所
- ・ 文書の廃棄方法
- ・ 文書目録
- ・ その他必要な項目

(2) 分析標準作業書

イ 作成

分析標準作業書では、自社の分析室で行う分析について、証明書の分析報告書欄にある分析項目ごとに、以下に掲げる内容の記載が必要です。

その内容は分析室の設備や装置によって異なるため、分析室ごとに定める必要があります。

- ・ 分析機器については、分析機器の型式、保守管理
- ・ 試薬については、試薬の調製方法、調整後使用可能期間、保存方法、試薬の校正方法
- ・ 分析操作については、分析検体の取扱い、分析機器の操作手順、分析回数と数値処理
- ・ 精度管理については、装置の使用前の校正方法、定期的な校正方法、内部精度試験（併行精度、室内再現精度等）
- ・ 文書の保存については、分析記録の内容と保存方法
- ・ その他必要な項目

ロ 分析方法

原則、O I V (International Organization of Vine and Wine:国際ワイン・ブドウ機構)の方法に従って行います。以下の表から分析方法を選択してください。O I Vの分析方法(英語版)については仮訳を掲載していますが、必ず原文を御確認ください。原文は、研究所ホームページ「自己証明製造者として承認されることを希望する場合」の【分析標準作業書作成のための参考資料】に掲載しています。

実アルコール分	・ OIV-MA-AS312-01A (OIV 法) ・ OIV-MA-AS312-01B (OIV 法) ・ 浮ひょう法による実アルコール分の分析方法
総亜硫酸	・ OIV-MA-AS323-04A (OIV 法) ・ OIV-MA-AS323-04B (OIV 法) ・ 国税庁所定分析法 9-15 A)
総酸	・ OIV-MA-AS313-01 (OIV 法)

5 問合せ先

〒739-0046 広島県東広島市鏡山 3-7-1

独立行政法人酒類総合研究所 広報・産業技術支援部門(自己証明担当)

082-420-0800(案内に従い「04」を押してください。)